

大田原市結婚支援事業 大田原市婚活マスター募集

本市では、結婚を希望する
独身男女の出会いから成婚に
至るまでをボランティアでお
世話してくださる方を「大田
原市婚活マスター」として認
定しています。

●認定条件：次のすべてに該
当する方

- ① 市内在住で20歳以上の方
- ② 婚活マスター養成講座を受
講した方
- ③ 婚活マスターの活動にあた
り次のすべてを守れる方▼

独身男女の結婚支援につい
て親身に対応すること。▼
ボランティアとして活動す
ること。▼地位や活動上知
り得た情報などを利用し、
宗教活動、政治活動、販売
活動など結婚支援以外の活
動を行わないこと。▼活動
上知り得た個人情報管理
に十分留意すること。▼個
人の人格を尊重し、差別的
な取り扱いを一切行わない
こと。

④ 次のいずれにも該当しな
い方▼暴力団などの公序良
俗に反する団体に属してい
る、または暴力団などと関

係を有している方▼結婚紹
介を業として行っている方
▼市民税を滞納している方
●活動内容：①独身男女の結婚
に対する助言アドバイス②独
身男女の出会いの場を仲介す
る③出会いイベント情報の提
供④その他出会いの場の創出
から成婚までの一連の支援す
べての取り組み

婚活マスター認定までの流れ

- ① 婚活マスター養成講座申込
- ② 婚活マスター養成講座受講
- ③ 申請書・誓約書提出
- ④ 書類審査
- ⑤ 婚活マスター認定

婚活マスター養成講座開催

●日時：①11月10日(土)
②11月29日(木)

※各回とも午後1時30分〜4
時(いずれか1回を受講)

●場所：ふれあいの丘
シャトー・エスポワール

●内容：「全国の結婚支援の
状況とその背景・ボラン
ティアによる婚活支援の課
題とこれから」

●講師：結婚支援アドバイ
ザー 板本 洋子氏

●持ち物：筆記用具

※申請書・誓約書を提出する
方は印鑑を持参。身分証明
書の写真撮影を行います。
●申込方法：10月1日(月)か
ら左記に直接申し込み。
●費用：無料
●問 政策推進課 A2階
TEL (23) 8715

大田原市地域女性活躍推進 事業 親子ヨガ教室 参加 者募集

お母さんとお子さんが一緒
に参加できるヨガ教室です。

●日時：10月10日(水)、11月
7日(水)午前10時30分〜正
午

●場所：子ども未来館親子レ
クリエーションルーム(ト
コトコ大田原2階)

●講師：国際ヨガトレーナー
三輪浦 恵子氏

●費用：無料

●対象：2〜4歳までのお子
さんとお母さん

●定員：10組20名(先着順)

●持ち物：飲み物、汗拭き
タオル、バスタオル※動き
やすい服装でお越しくださ
い。

●申込方法：各講座の1週間
前までに左記に電話で申し
込み。

●問 政策推進課 A2階
TEL (23) 8715

平成30年度宝くじ助成事業 で整備しました

一般財団法人自治総合セン
ターは、宝くじの社会貢献広
報事業として、集会施設やコ
ミュニティ活動備品の整備、
安全な地域づくりと共生のま
ちづくり、活力ある商店街づ
くりや地域の国際化の推進お
よび地域文化への支援などに
対して助成を行い、地域のコ
ミュニティ活動の充実・強化
を図ることにより、地域社会
の健全な発展と住民福祉の向
上に寄与するための「コミュ
ニティ助成事業」を行ってい
ます。

この事業を活用して、次の
団体がコミュニティ活動備品
を整備しました。

○大田原西地区生涯学習推進
協議会
テント他コミュニティ活動
備品

※整備した備品は、地区の行
事などで活用されます。



●問 政策推進課 A2階
TEL (23) 8701

相 続 無 料 相 談 受 付 中

相続手続

預貯金・不動産等の
名義書換

相続対策

遺言・家族信託等

まずはお電話にてお問い合わせ下さい

千保司法書士事務所【法務局前】 栃木県大田原市本町1丁目2695-124

TEL:0287-22-4047

http://otawara-souzoku.com 大田原 相続 千保 検索 広告

予約受付ダイヤル 受付時間(平日) 9:00~18:00

※市民サービス向上につなげるため、有料広告を掲載しています。

A 仮設庁舎A棟

B 仮設庁舎B棟

東 東別館

文 大田原市総合文化会館

南 南別館

議 議会棟

大田原市空き地等利活用事業費補助金

市では空き地等を有効活用し、中心市街地の活性化を図ることを目的として、対象区域内の空き地等に住宅、事務所または店舗を新築される方に対して、その経費の一部を補助します。

●対象区域：「大田原市中心市街地総合再生基本計画」で定めた左記の地域

○全域：住吉町1丁目、住吉町2丁目、山の手1丁目、中央1丁目、中央2丁目、城山1丁目、新富町1丁目、新富町2丁目

○一部の地域：山の手2丁目、城山2丁目、新富町3丁目、元町1丁目

●補助金の額：住宅等の建築費に対して50万円の補助。ただし、建築に係る契約事業者の本社の所在地が市内の場合には70万円。事前の協議が必要になるため、建築工事前に必ず左記までお問い合わせください。

問 都市計画課 B 2階
TEL (23) 8711

屋外広告物の表示・設置について

大田原市内で、屋外広告物の表示および掲出物件の設置をする場合は、都市計画課に許可申請の上、許可を受けてから設置してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

●屋外広告物とは：屋外広告物法が定める次の4つの要件をすべて満たすものをいいます。

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの。
- ②屋外で表示されるもの。
- ③公衆に表示されるもの。
- ④看板、立看板、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物やその他の工作物などに掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの。

●屋外広告物の例：広告板、広告塔、壁面広告物、壁面突出広告物、はり紙、はり札、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アーチ、アーケード添加広告物、電柱・街灯柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アドバルーン、サインポール

●施工について：屋外広告物の表示・設置は、県に登録した屋外広告業者でなければ行うことができません。

※登録業者の一覧は県ホームページに掲載しています。

●管理者の設置義務：屋外広告物の表示・設置には、のぼり旗や置き看板、はり紙などの簡易な広告物を除き、管理者の設置が必要です。管理者は、都道府県、指定都市または中核市の屋外広告物講習会修了者や屋外広告士の試験に合格した者でなければなりません。

※屋外広告物の大きさや設置する場所によっては、許可の必要がない屋外広告物もありますので、許可申請前にご相談ください。

問 都市計画課 B 2階
TEL (23) 8711

平成30年秋の交通安全県民総ぐるみ運動

●目的：県民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けて交

通事故防止の徹底を図る
●期間：9月21日(金)～30日(日)

●運動の重点：①子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底④飲酒運転の根絶⑤「子どもや高齢者に優しい3S運動」の推進⑥「夜間走行中の原則ハイビーム」の徹底

問 危機管理課 東2階
TEL (23) 9301

公有財産を売却します

●参加申込み期間：9月3日(月)午後1時～9月19日(水)午後2時まで
●入札期間：10月4日(木)午後1時～10月11日(木)午後1時まで

問 財政課
TEL (23) 8795

お花いっぱい家族葬が **35** (税別) 万円 *会員価格

無料 セミナー

家族葬と終活の初歩

第一講座 AM10:00～AM10:30 『家族葬の基礎を学ぶ』
第二講座 AM10:40～AM11:20 『家族葬の費用について』
第三講座 AM11:30～PM 0:00 『終活のはじめ～まずはコレ～』

9/28 (金) 大好評につき 第二回目開催!

家族葬専用式場 つむぎリビング (那須塩原市) 西那須野 (石林 1012-9)

0120-33-8871